

利用権設定等促進事業(相対)の手続き

～農地貸借の届け出について～

利用権設定等促進事業とは、農地の貸付者(農地の所有者など)と借受者(農地の耕作者)が直接貸借などの権利設定を行う制度です。

貸付者と借受者で条件(賃料や貸借期間など)を取り決め、市に届け出をすることで権利設定を行うことができます。

手続きの対象となる土地

農地(現況地目が“田”または“畑”である土地)

手続きができる方

➤ 借受者

- 既に農業を行っている方(個人または法人)
- 新規に農業を開始する方(個人または法人)※

※ 三田市で初めて農地を取得(借りる・買う)する方は、事前に農業委員会で新規就農ヒアリングを受ける必要があります。

➤ 貸付者

- 農地の所有者(登記簿上の所有者)
- 農地の所有者の法定相続人※

※ 登記簿上の所有者がお亡くなりになっている場合、**農地所有者(被相続人)の法定相続人全員の同意(貸借期間が20年以内の場合、過半の法定相続分を有する方の同意)で手続きが可能**です。

ただし、この場合は被相続人がお亡くなりになっていること及び法定相続権の確認できる書類を提出してください。

【法定相続権等の確認のための書類例】

- ① 被相続人の戸除籍謄本(出生から死亡までの連続したもの)
- ② 法務局が発行する「法定相続情報一覧図」 など

手続きに必要な書類

➤ 借受者が“個人”または“農地所有適格法人”の場合

- ① 利用権設定等促進事業申出書

➤ 借受者が“法人”の場合

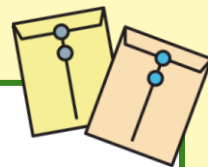
- ① 利用権設定等促進事業申出書

② 確約書(旧基盤法第18条第2項第6号関係)

③ 法人の定款・履歴事項全部証明書(初回手続きの際のみ)

②と③は借受者(法人)が作成等する書類

手続き方法



➤ 手続きの流れ

≪手順1≫ 設定する利用権の条件を当事者間で取り決め



当事者間(貸付者と借受者)で、設定する利用権の条件(賃料、期間、その他必要となる事項)を取り決めてください

≪手順2≫ ”利用権設定等促進事業申出書“を作成し、市に提出



手順1で取り決めた内容を、”利用権設定等促進事業申出書“に記載して提出してください(借受者が“法人(農地所有適格法人以外)”の場合、確約書などもご提出ください)

≪手順3≫ 利用権設定の効力の発生 ※市が手続きを行います



市が利用権設定に関する手続き(農用地利用集積計画の作成及び公告)を行い、手続き完了を以て利用権設定の効力が発生します。

➤ 書類の提出期限

貸借開始日の概ね45日前までに提出してください。(窓口または郵送)

➤ 届け出に必要な書類の提供

● 紙面での提供

市農業創造課の窓口でお渡ししています。

● 様式データの提供

以下の二次元コードのリンク先から様式(PDF)がダウンロードできます。ダウンロードした様式を使用する際は、A4印刷(両面)でご利用ください。



申請様式提供サービス(利用権設定等促進事業申出書)



利用権設定等促進事業(相対)の手続き終了について

- 法律(農業経営基盤強化促進法)が改正されたことで、利用権設定等促進事業による農地貸借の手続きが終了します。

書類の最終受付締め切りは令和7年2月15日ごろとなりますので、手続きを希望する方はご注意ください。

- 令和7年4月以降の農地貸借については、次の制度が活用できます。
 - ① 農地法第3条に基づく申請(窓口:農業委員会事務局)
 - ② 農地中間管理機構を通じた貸借(窓口:農業創造課・ひょうご農林機構)

問い合わせ先

三田市 農業振興課

〒669-1595

兵庫県三田市三輪2-1-1 三田市役所本庁舎5階

電話:079-559-5089

メール:nogyosozo@city.sanda.lg.jp